

令和6年度京都大学公共政策大学院

入学試験問題（一般選抜）

科目名：民法

この表紙の次には、「民法」の試験問題が1ページ、2問
ある。

2問とも解答すること。

1問につき、答案用紙1冊を用いて解答すること。

答案用紙ごとに、所定の欄に科目名、問題番号を記入す
ること。

科目名 民法

以下の問題すべてに解答しなさい。

問題1 Aは親Bから土地「甲」と土地「乙」を単独で相続した。「甲」と「乙」は遊休地であったため、Aは「甲」と「乙」の売却を考え友人Cに売却先候補を探すように依頼していた（この時点で代理権は与えていない）。

しかしCは、自分が金策に困ったことから、価値の高い「甲」を売却してその代金を着服しようと考えた。もっとも、「甲」売却の代理権授与だとAが慎重になることを危惧したCは、価値の低い「乙」の方がAからの代理権が得やすいと考えたことから、「『乙』を有利な条件で購入したいという人が数人現れたため、『乙』売却の代理権を与えてほしい」と述べてAをだまし、「乙」売却の代理権をAから授与されるとともに、「乙」売却の代理権を証明するAの署名押印入りの委任状をAから交付された。

このAから授与された「乙」売却の委任状の委任事項を、CはAに無断で「『甲』売却の件」と書き換えてしまった。その上で、この委任状をDに示して、CはDとの間で「甲」を5000万円で売却する契約を行い、DからCは代金を受領して行方をくらましてしまった。Dが以上の一連の事情を知っていたかどうかは証言が分かれている状況である。

以上の事実関係の下で、DはAに対して、「甲」の引渡しを請求できるか。

問題2 Aは、Bに、A所有の土地「甲」の上に建物「乙」を、5000万円で建築させる契約を締結した。この際に、AB間では、「乙」の建築の進行度合いに応じてAが代金を支払うことが約束された。

この一方で、BはAに無断で、Dに「乙」の建築請負契約を3000万円で下請けさせていた。「乙」はDが建築しており、この建築の進行度合いに応じた代金がAからBに支払われてきたが、AからBが受け取った上記の建築進行度合いに応じた代金はDに支払われていなかった。Bは倒産し、Dは代金支払いが行われる見込みがなくなったことから「乙」の建築工事を中止した。

そこで、AはBに「乙」の建築を催告した上で、相当の期間の経過後に解除の意思表示を行い、別の建築会社Cに「乙」の建築を4500万円で請け負わせて完成させ、AからCに代金が支払われるとともに、CからAに「乙」が引き渡された。Cが「乙」の建築工事を引き継いだ時、建築中の「乙」の価値は800万円程度あり、完成で「乙」の価値は5000万円程度となった。

以上の事実関係の下で、DはAに対して、「乙」の引渡し請求、または、金銭の支払い請求をすることができるか。